



鳥取県公報

平成 18 年 12 月 15 日(金)
第 7 8 4 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (881) (指導管理室) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (882) (福祉保健課) 2
	都市計画の変更 (3 件) (883~885) (景観まちづくり課) 3
	農業振興地域の区域の変更 (2 件) (886・887) (経営支援課) 5
	保安林の指定予定 (3 件) (888~890) (森林保全課) 7
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (891~894) (〃) 8
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (895) (治山砂防課) 11
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (57) 12
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (22) (教育総務課) 12
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (5 件) (森林保全課) 13
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (病院局総務課) 17

告 示

鳥取県告示第 881 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する同法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

吉林省政府からの第 2 回中国吉林・北東アジア投資貿易博覧会出展に伴うサンプル返送料相当額の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県文化観光局交流推進課

主事 飯野 秀樹

3 委任期間

平成 18 年 12 月 15 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 882 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人ルピナス	鳥取市湖山町三丁目 237-1	ともの家	鳥取市湖山町三丁目 237-1	認知症対応型通所介護	平成 18 年 4 月 1 日
有限会社ホームケア渡部建築	米子市大崎 290-1	有限会社ホームケア渡部建築	米子市大崎 290-1	福祉用具貸与	平成 18 年 5 月 16 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町 125-2	指定通所リハビリテーション事業所山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町 125-2	介護予防通所リハビリテーション	平成 18 年 4 月 1 日
特定非営利活動法人ルピナス	鳥取市湖山町三丁目 237-1	ともの家	鳥取市湖山町三丁目 237-1	介護予防認知症対応型通所介護	〃

有限会社ホーム ケア渡部建築	米子市大崎 290 - 1	有限会社ホー ムケア渡部建 築	米子市大崎 290 - 1	介護予防福祉用 具貸与	平成 18 年 5 月 16 日
有限会社エイジ レス・ライフ	米子市永江 230	有限会社エイ ジレス・ライ フ	米子市永江 230	〃	平成 18 年 6 月 1 日

3 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
有限会社ホームケア渡部建築	米子市大崎 290-1	有限会社ホームケア渡部建築	米子市大崎 290-1	平成 18 年 5 月 16 日

4 地域包括支援センター

名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人米子市社会福祉協議会	米子市錦町一丁目 139-3	米子市東山地域包括支援センター	米子市錦町一丁目 139-3	平成 18 年 4 月 1 日
社会福祉法人真誠会	米子市大崎 1511-1	米子市弓ヶ浜地域包括支援センター	米子市富益町 235-8	〃
〃	〃	米子市美保地域包括支援センター	米子市大崎 1511-1	〃

5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
有限会社ホームケア渡部建築	米子市大崎 290-1	有限会社ホームケア渡部建築	米子市大崎 290-1	平成 18 年 5 月 16 日

鳥取県告示第 883 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目 220）において公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 市街化区域
追加する部分

鳥取市三津字乗越ノ二、正蓮寺字小井手及び字大政、桜谷字平田及び字大路前並びに杉崎字土手ノ内
及び字下赤石

変更する部分

鳥取市美萩野五丁目、湖山町北五丁目、湯所町一丁目、桜谷字西ノ前、正蓮寺字法花寺、津ノ井字向
下砂田、杉崎字長旨、美萩野二丁目、美萩野三丁目、三津字東沢ノ二、桂見字中帆城及び字中帆城灘、
湖山町南三丁目、古市字村之後口及び字屋敷、吉成字古市土居ノ上及び字西土崎、吉成南町一丁目、船
木字茶屋ノ前及び字植松、若葉台南七丁目並びに祢宜谷字口矢中

削除する部分

鳥取市三津字西傍示ノ二、古市字上河原、吉成字古市宮ノ下及び字上崎下夕出合、叶字前田並びに香
取字小山谷奥

(2) 市街化調整区域

追加する部分

鳥取市三津字西傍示ノ二、古市字上河原、吉成字古市宮ノ下及び字上崎下夕出合、叶字前田並びに香
取字小山谷奥

変更する部分

鳥取市美萩野五丁目、三津字乗越ノ二、湖山町北五丁目、湯所町一丁目、正蓮寺字小井手、字大政及
び字法花寺、桜谷字西ノ前、字平田及び字大路前、杉崎字土手ノ内、字下赤石及び字長旨、津ノ井字向
下砂田、美萩野二丁目、美萩野三丁目、三津字東沢ノ二、桂見字中帆城及び字中帆城灘、湖山町南三丁
目、古市字村之後口及び字屋敷、吉成字古市土居ノ上及び字西土崎、吉成南町一丁目、船木字茶屋ノ前
及び字植松、若葉台南七丁目並びに祢宜谷字口矢中

鳥取県告示第 884 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第
2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目 220）において公衆の縦覧に
供する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 市街化区域

追加する部分

境港市潮見町

変更する部分

境港市昭和町

(2) 市街化調整区域

変更する部分

境港市潮見町及び昭和町

鳥取県告示第 885 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目 220）において公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画臨港地区 境港臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
市街化区域
追加する部分
境港市潮見町
変更する部分
境港市昭和町

鳥取県告示第 886 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、鳥取市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部経営支援課及び東部総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域
鳥取地域	1 平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の鳥取市の区域のうち、次の区域を除いた区域 (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条第 1 項の規定により決定された鳥取都市計画による市街化区域 (2) 都市計画法第 18 条第 1 項の規定により決定された鳥取都市計画による市街化調整区域で第 1 号図から第 13 号図までの青色で着色した区域 (3) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 4 条第 4 項の規定により認可があった鳥取港湾区域のうち第 14 号図の赤色で着色した区域 (4) 千代川河口及び鳥取大橋までの千代川左岸のうち第 15 号図の赤色で着色した区域 (5) 山陰海岸国立公園の特別地域 (6) 鳥取空港の区域 (7) 山陰海岸国立公園の特別地域、海岸線、鳥取港湾隣接地域、旧袋川との合流点までの千代川右岸、市街化区域、一般国道 9 号及び平成 16 年鳥取県告示第 7 号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の鳥取市に係る林班番号 4 に囲まれた区域 (8) 平成 16 年鳥取県告示第 7 号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の鳥取市に係る林班番号 4、5、10 から 17 まで、46、48、49、53 から 55 まで、58 から 61 まで、65 から 68 まで、102 から 104 まで、107 から 113 まで、123 から 126 まで、130 から 134 まで、137 から 139 まで、142 から 152 まで、156

- から 158 まで、173、175、176、179、180、190、191、203 及び 204 の全部の区域並びに平成 16 年 4 月 1 日現在の国有林の林班番号 1 から 6 まで、113、114 及び 332 の全部の区域
- 2 平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の国府町の区域のうち、次の区域を除いた区域
 - (1) 都市計画法第 18 条第 1 項の規定により決定された鳥取都市計画による市街化区域
 - (2) 氷ノ山後山那岐国定公園の特別保護地区の全部及び特別地域の一部
 - (3) 平成 16 年鳥取県告示第 7 号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の国府町に係る林班番号 27、28、46、48 から 54 まで、58 から 61 まで、64、65、67、76 から 83 まで、88、91、92、96 から 101 まで及び 103 から 113 までの全部の区域、同林班番号 29、30 及び 66 の一部の区域並びに平成 16 年 4 月 1 日現在の国有林の林班番号 328 から 331 までの全部の区域
 - 3 平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の福部村の区域のうち、次の区域を除いた区域
山陰海岸国立公園の特別保護地区の全部及び特別地域の一部、平成 16 年鳥取県告示第 7 号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の福部村に係る林班番号 4、6 から 16 まで、28 から 30 まで、34 及び 35 の全部の区域並びに同林班番号 5、31 から 33 まで、36 及び 37 の一部の区域
 - 4 平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の河原町の区域のうち、次の区域を除いた区域
平成 16 年鳥取県告示第 7 号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の河原町の林班番号 4、50、54、62 から 87 まで、90、96 から 101 まで及び 106 の全部の区域、同林班番号 5、6、14、15、49、51、102 及び 103 の一部の区域並びに平成 16 年 4 月 1 日現在の国有林及び官行造林地の全部の区域
 - 5 平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の用瀬町の区域のうち、次の区域を除いた区域
平成 16 年鳥取県告示第 7 号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の用瀬町に係る林班番号 7、8、11 から 35 まで、42 から 46 まで、48 から 62 まで、65 から 71 まで、73 から 75 まで、78 から 95 まで、102 及び 103 の全部の区域、同林班番号 36 の一部の区域、平成 16 年 4 月 1 日現在の国有林の林班番号 82 から 84 までの全部の区域並びに奥山谷官行造林地及び奥ノ谷官行造林地の全部の区域
 - 6 平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の佐治村の区域のうち、次の区域を除いた区域
平成 16 年鳥取県告示第 7 号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の佐治村に係る林班番号 5、6、15、17、20、22 及び 25 から 31 までの全部の区域、同林班番号 2、7、8、11、12、14、19、21、38 及び 40 の一部の区域、平成 16 年 4 月 1 日現在の国有林の林班番号 85 から 107 までの全部の区域並びに大原ほか 2 官行造林地の全部の区域
 - 7 平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の気高町の全域
 - 8 平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の鹿野町の区域のうち、次の区域を除いた区域
平成 16 年鳥取県告示第 7 号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の鹿野町に係る林班番号 1 から 4 まで、7 から 10 まで、26 から 28 まで、30 から 32 まで及び 34 から 36 までの全部の区域、同林班番号 5、6、11、23、29 及び 33 の一部の区域、平成 16 年 4 月 1 日現在の国有林の林班番号 111、112 及び 115 から 122 までの全部の区域並びに平成 16 年 4 月 1 日現在の露谷及び西ノ谷之奥の官行造林地の全部の区域
 - 9 平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の青谷町の区域のうち、次の区域を除いた区域
平成 16 年鳥取県告示第 7 号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の青谷町に係る林班番号 29 から 34 まで及び 77 から 85 までの全部の区域、同林班番号 35 の一部の区域並びに平成 16 年 4 月 1 日現在の国有林の林班番号

124 から 127 までの全部の区域 (第 1 号図から第15号図までは、省略する。)

鳥取県告示第 887 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、境港市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部経営支援課及び西部総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域
境港地域	境港市の区域のうち、次の区域を除いた区域 1 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条第 1 項の規定により決定された市街化区域 2 美保基地、米子空港ターミナル、保安用地及び中浜緑地の区域 3 平成 13 年鳥取県告示第 90 号（都市計画の変更）で市街化区域から市街化調整区域に変更された区域で第 1 号図の青色で着色した区域 (第 1 号図は、省略する。)

鳥取県告示第 888 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡北栄町西高尾字谷奥1788の 1、1788の 2、1798、1801の 1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大栄町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 889 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字久原字熊ノ谷182、184、字下庄262、263、284
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 890 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
西伯郡南部町上中谷字桐ノ木山21の4、字古屋敷向23、24
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 891 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）

第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字小田字曲り坂95の5、95の6、字吹谷401の1から401の3まで、402の1、字郷路417、426の2、497の2、497の3、497の5、497の6、498の3、字ゴフロ494、496、496の1、497、498、498の1、498の2、499の1、499の2、字東南谷513から516まで、518から520まで、字西南谷521の1、521の2、522から527まで、529から534まで、537、字南谷535、字ウトフ谷584、584の1、585

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長郷字猪ノ谷241の3、241の4、241の21から241の35まで、大字荒金字荒金716、716の1、字池谷口753、字奥池ノ谷757、757の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 892 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字新見字清見1106の2、1108、大字駒帰字坂ノ谷610、611

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字波多字首切レ奥646の1、646の3から646の7まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 893 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字笏賀字場ヶ谷99、99の1、大字赤松字東嶋ヶ谷534の1、534の4から534の6まで、大字大柿字才治ヶ谷539の1から539の4まで、大字恩地字北ノ谷343の1から343の18まで、字芦谷406の1、406の3、406の7、406の8、大字助谷字陽東谷32の1、32の3、32の58、字大島谷206の13、206の14、字大谷919の5から919の7まで、字大谷上平920の1から920の4まで、921の1から921の4まで、大字久原字西山147の1から147の3まで、147の39から147の68まで、字狭戸146の1、146の9から146の11まで、字榎谷658の1から658の3まで、659、661の2から661の7まで、662から668まで、字寺谷942の38から942の107まで、大字柿谷字大畑1161、1162の1、1164、1165、1167から1171まで、字大畑平1433の1、1433の2、1434、1435の1、大字曹源寺字取平25の4から25の38まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 894 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町笠木字上谷中山2996から2998まで、2998の1、字下谷中山2999(次の図に示す部分に限る。)、3000の1、3000の2、3001、3006から3009まで、字竹外山3010(次の図に示す部分に限る。)、字枯槇場ヶ谷3011、字生賀野路3014の1、3015、3016、3021、字横萱山3073の1、3074、字小笹本谷3107、3108、新屋字野組1848の5、1848の11、1848の13から1848の20まで、生山字板井谷山300の8、625の1、菅沢字塚田奥91の1、字川西山110の1、110の2、112の1(次の図に示す部分に限る。)、112の2、字川東山366の1、367、字深田林467、字秋原山556の1から556の6まで、556の8、556の9、556の27から556の32まで、字内井ヶ瀬川向山817の1から817の6まで、817の10から817の15まで、817の17、817の21、字落岩山1122の1、字家ノ奥谷山1125、字反田林1126、字金屋谷下モノ切1129、字林ヶ谷山1130の1、1130の2、字大上ミ家ノ上へ1131、字林ヶ谷小沢山1132の1、字堂ノ上へ1192、字源蔵ノ下モノ谷1194、字森山1195、字鉦床ノ上へ1217の2、字寺床1219の1、1220の3から1220の9まで、1220の15から1220の44まで、字呼子山2097の1、2097の25、2097の26、2098から2102まで、2103の38、字山ノ神谷2106、2107の1、2108から2115まで、字野路山2116の1、2117、字野路奥2118、2119

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 895 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

浜坂 A 地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 10 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 10 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市浜坂一丁目 435	1 号
鳥取市浜坂字上ノ山ノ二 1144	2 号
鳥取市浜坂字上ノ山ノ二 1140	3 号
鳥取市浜坂字上ノ山ノ二 1138	4 号
鳥取市浜坂字上ノ山ノ二 1136	5 号
鳥取市浜坂一丁目 447	6 号
鳥取市浜坂一丁目 446	7 号
鳥取市浜坂一丁目 444	8 号
鳥取市浜坂一丁目 440	9 号
鳥取市浜坂一丁目 440-2	10 号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 57 号

平成 18 年第 12 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成 18 年 12 月 19 日（火） 午後 4 時 30 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 第 51 回青年問題研究集会の開催について
 - (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 22 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 18 年 12 月 19 日（火）午前 10 時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について
 - (2) その他

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 11 月 28 日付鳥取県告示第 844 号）の内容
（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

藤木 義之	八頭郡智頭町大字三田字下鳴尾 1073
〃	八頭郡智頭町大字三田字三番ヶ谷 1079
〃	八頭郡智頭町大字三田字本谷東平 1082 の 7
鷺尾チャウ	八頭郡智頭町大字三田字本谷東平 1082 の 26
藤木 義之	八頭郡智頭町大字三田字芦谷 1083 の 2

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え

置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 11 月 28 日付鳥取県告示第 845 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

前橋 しま	八頭郡智頭町大字大内字梅ヶ谷 958
大呂 安雄	八頭郡智頭町大字大内字小畑ヶ 979 の 1
前橋 貴明	八頭郡智頭町大字大内字五郎畑ヶ 991
大呂 ふく	八頭郡智頭町大字西野字中尾平 920 の 1
和田 文明	八頭郡智頭町大字西野字中尾平 920 の 13
大呂 ふく	八頭郡智頭町大字西野字中尾平 921
和田 文明	八頭郡智頭町大字西野字瀬戸 940
〃	八頭郡智頭町大字西野字瀬戸 941
村上市三郎	八頭郡智頭町大字西野字倉ヶ内 966
谷口 愛蔵	〃
中西 春治	〃
村上市三郎	八頭郡智頭町大字西野字倉ヶ内 967
谷口 愛蔵	〃
中西 春治	〃
大呂 菊蔵	八頭郡智頭町大字西野字折橋上ミ 1019

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 18 年 11 月 28 日付鳥取県告示第 846 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

国岡 源市	八頭郡智頭町大字坂原字原ノ谷 574
國岡 荘録	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 11 月 28 日付鳥取県告示第 847 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

川外 強治	八頭郡若桜町大字屋堂羅字小場 509
〃	八頭郡若桜町大字屋堂羅字小場 525
伊井野豊美	八頭郡若桜町大字屋堂羅字小場 526
伊井野孝一	八頭郡若桜町大字屋堂羅字小場ノ奥 1067
〃	八頭郡若桜町大字屋堂羅字小場ノ奥 1080
伊井野豊美	八頭郡若桜町大字屋堂羅字カンドコ 1183
〃	八頭郡若桜町大字屋堂羅字カンドコ 1184

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 11 月 28 日付鳥取県告示第 848 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

田栗 朝市	東伯郡三朝町大字柿谷字粕渡谷 1480
〃	東伯郡三朝町大字柿谷字粕渡谷 1482
廣田 敬治	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1487 の 5
〃	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1487 の 8
〃	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1488 の 46
河本 民治	東伯郡三朝町大字下谷字南谷 689
山田喜代蔵	〃
別所 宇平	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 三朝町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達案件及び数量

鳥取県立厚生病院検査室機器総合リース等業務 一式

(2) 本件業務の内容

本件業務は、鳥取県立厚生病院で行う各種検査について、検査機器のリース及びその保守・点検・修理並びに検査に使用する試薬の調達を一体的に行うことにより、経費の節減が可能となる検査体制を構築するものである。

なお、調達物品は、次のとおりとする。

ア 借入物品 検査システム及び検査機器 一式

イ 購入物品 試薬 一式

(3) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(4) 契約期間

契約の日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(5) 借入期間

平成 19 年 5 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(6) 納入期限

平成 19 年 4 月 30 日（月）

(7) 納入場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

(8) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、5 の(2)に定める書類等を別に提出しなければならない。

イ 入札金額は(1)に掲げる業務に係る機器賃借料、試薬費、保守費、消耗品費等の月額を(5)の借入期間内において合計した額を記載すること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 予定価格

379,995 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

参加表明書を提出することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成 18 年 12 月 15 日（金）から本件業務の入札書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 平成 18 年 12 月 15 日（金）から本件業務の入札書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 本件業務の入札書の提出の日までの間に、平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、情報処理サービス又は医療・理化学機器類に係るものを有していること。なお、当該入札

参加区分に登録されていない者は、競争入札参加資格の審査の書類申請を平成 18 年 12 月 26 日（火）午後 5 時まで 4 の（2）の場所に提出すること。

オ 平成 13 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床 300 床以上の病院から受注した検査室機器総合リース業務（以下「同種業務」という。）を完遂した実績を有すること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

（2）共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が（1）のアからエまでのすべてに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が（1）のオに該当すること。

ウ 共同企業体が、2 以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア） 目的

（イ） 共同企業体の名称

（ウ） 構成員の名称及び所在地

（エ） 代表者の名称

（オ） 代表者の権限

（カ） 構成員の出資割合

（キ） 構成員の責任

（ク） 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

（ケ） 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

（コ） 解散後の瑕疵担保責任

（サ） その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

4 入札手続等

（1）入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局経営課経営企画担当

電話 0858-22-8181（内線 319）

（2）競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

（3）入札説明書の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成 18 年 12 月 15 日（金）から同月 26 日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/kouseibyouin>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に（1）の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成 18 年 12 月 15 日（金）から同月 26 日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 1 月 24 日（水）午前 11 時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前 10 時までとする。）

鳥取県立厚生病院看護研修室（本館 3 階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び 2 の(1)のオの実績に係る書類を、4 の(1)の場所に平成 18 年 12 月 26 日（火）午後 5 時までに提出しなければならない。また、入札説明書に示す入札関係書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 1 月 12 日（金）午後 5 時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、1 の(9)の予定価格の範囲内において入札を行った者であること。

(2) 提案書の内容について、別記落札者決定基準に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点を与える。

(3) 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。なお、価格点の上限は、350 点とする。

価格点 = 350 点 × (1 - 入札価格 × 1.05 / 予定価格)

(4) (2)及び(3)により算出された加点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

(5) 加点及び価格点の合計点数が最も高い者が 2 者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いて

おくものとする。この場合において、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじをひかない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance of Medical Laboratory System and Medical Laboratory instrument, 1 Set

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM, 26 December, 2006

(3) Time-limit for the submission of documents for the tender : 5:00 PM, 12 January, 2007

(4) Time-limit for the submission of tenders : 11:00 AM, 24 January, 2007

Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM, 24 January, 2007

(5) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital, 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL 0858-22-8181 ex. 319

別記 落札者決定基準

(単位：点)

評価の内容（考え方）	提案を求める内容	主な評価基準	加点の上限
1 導入による診療・日常業務の効率化及び現行業務改善の効果	(1) 業務改善 (2) 効率的な人員体制	・具体的な効率化及び改善効果が明示され、人員体制・配置についても優れた提案であること。 ・機器導入による検査時間縮減が図られていること。 ・患者の待ち時間を低減するための提案がされていること。	50
	医療過誤防止	・医療過誤を防止するための優れたチェック機能の提案がされていること。	20
2 リース機器全体の構成、配置計画及び既存システムとの連携に対する考え方	(1) システム構成 (2) 既存システムとの連携 (3) 操作性及び検査精度	・効率的な機器構成及び配置がなされ、標準的なデータ形式を採用していること。 ・要求仕様に対する企画提案内容及び方法（標準・カスタマイズ） ・病院が求める周辺システムとの連携が可能であること。 ・総合医療情報システム（電子カルテ）導入ベンダーとのシームレスなデータ連携を実現するための明確な提案がなされていること。 ・医学会計への送受信が確実に実施できるものとなっていること。 ・指定する検査データを抽出し加工できる提案となっていること。 ・システム機器構成及び電子データ保存に関して十分なスペックを有すること。 ・提案機器の操作性の向上が図られていること。 ・検査精度の向上が図られたものとなっていること。	100
3 システムの安定性、堅牢性及び応答性に対する考え方	(1) 安定性 (2) 堅牢性 (3) 応答性	・障害対策、バックアップシステムの構成 ・セキュリティ確保対策が取られていること。 ・繁忙時及び大量データ処理時のストレスのない応答性、周辺システムとの応答性、情報量増大時の応答性確保対策が取られていること。	70
4 本格稼働までの研修等技術的支援に対する考え方	病院職員に対する研修等の支援体制	・マスタ作成に対する技術支援及び院内業務変更に対する支援の方法並びに内容 ・管理者及び利用者に対する研修計画、マニュアル整備等 ・システム本番稼働に係るシミュレーション及びリハーサル計画	60
5 導入後のシステムトラブル及び改良要求への対応	支援体制	・通常の技術支援体制及び障害発生時における支援体制	30
	保守及び維持管理体制	・優れた保守体制及び維持管理体制が確保されていること。	30
6 提案機器、試薬、システムの陳腐化対策及びライフサイクルに対する考え方	バージョンアップ	・契約範囲内の定期的なバージョンアップが可能であること。 ・契約範囲内のバージョンアップの内容 ・機器、試薬等の想定されるライフサイクル及びその根拠	50
7 導入コスト及び維持管理コスト等の縮減に対する考え方	導入時のコスト	・システム構築に係る具体的なコスト内容及び妥当性 ・構築時におけるシステムエンジニア等の人件費が圧迫されていないこと。	20
	導入後のコスト	・システムの保守・運用管理費用を抑制できる優れた提案がされていること。 ・維持費用を抑制できる優れた提案がされていること。 ・検査機器及びシステムに接続する医療機器の変更増設等に際する新たな経費負担の程度 ・試薬以外の消耗品の範囲が明確であり経費負担に対し適切な提案がされていること。 ・データベース構造を公開し、全てのデータ移行時に新たな経費負担のない提案がされていること。 ・外注検体に対する費用低減に関する提案がされていること。 ・契約期間終了後の考え方が明確に提案されていること。	80
8 業務遂行体制、稼働実績及びシステム開発に当たっての病院職員の意見反映に対する考え方	(1) 開発体制及び実績 (2) 明確なスケジュール提案	・開発支援に係る人員が十分に確保されていること。 ・総括責任者及び担当職員の同種業務における実績及びスキル ・開発開始から安定稼働までのスケジュールが明示されていること。	20
	病院職員の意見反映	・開発に当たり病院との協議、意見交換等の実施計画を有すること。	20
9 提案機器及びシステム全般に関する考え方	基本仕様に対する評価	・基本仕様書（入札説明書と同時に配布する仕様書）「3 契約の要件」の(1)から(4)までに定める項目に対して、実現するとの回答があること。（評価に当たっては、実現するとの回答があった項目数に応じて加点する。）	300
総 合 計			850